

令和 5 年第 5 回府中町議会定例会

会 議 録（第 1 号）

1. 開 会 年 月 日 令和 5 年 9 月 8 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和 5 年 9 月 8 日（金）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18 名）

議長	梶 川 三樹夫 君	副議長	二 見 伸 吾 君
1 番	川 上 翔一郎 君	2 番	宮 本 彰 君
3 番	西 山 優 君	4 番	狩 野 雄 二 君
5 番	坂 田 栄 一 君	6 番	田 中 伸 武 君
7 番	山 口 晃 司 君	10 番	西 友 幸 君
11 番	寺 尾 光 司 君	12 番	力 山 彰 君
13 番	三 宅 健 治 君	14 番	齋 藤 昇 君
15 番	益 田 芳 子 君	16 番	橋 井 肇 君
17 番	児 玉 利 典 君	18 番	木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0 名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）監査委員報告

（6）広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

4 町長報告

- ・報告第9号 令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

5 第36号議案 令和5年度府中町一般会計補正予算（第5号）

6 第37号議案 令和5年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

7 第38号議案 令和5年度府中町介護保険特別会計補正予算（第1号）

8 第39号議案 令和5年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

9 第40号議案 府中町火災予防条例の一部改正について

10 第41号議案 令和4年度府中町歳入歳出決算の認定について

11 第42号議案 令和4年度府中町下水道事業会計決算の認定について

~~~~~○~~~~~

#### 7. 説明のため会議に出席した者

|                |   |          |
|----------------|---|----------|
| 町              | 長 | 佐藤 信治 君  |
| 副町             | 長 | 齋藤 哲也 君  |
| 教 育            | 長 | 新田 憲章 君  |
| 総務企画部          | 長 | 増田 康洋 君  |
| 財 務 部          | 長 | 胡子 幸穂 君  |
| 福祉保健部          | 長 | 山西 仁子 君  |
| 町民生活部          | 長 | 森本 雅生 君  |
| 建設部            | 長 | 井上 貴文 君  |
| 消 防            | 長 | 新宅 和彦 君  |
| 教 育 部          | 長 | 榎並 隆浩 君  |
| 危機管理監          |   | 屋敷 学 君   |
| 財務部次長兼財政課長     |   | 中本 孝弘 君  |
| 福祉保健部次長兼高齢介護課長 |   | 藤永 美香 君  |
| 町民生活部次長兼自治振興課長 |   | 谷口 充寿 君  |
| 建設部次長          |   | 倉崎 誠一郎 君 |
| 消防次長兼消防総務課長    |   | 橋本 臣彦 君  |
| 総 務 課          | 長 | 宮脇 理恵 君  |
| 管 財 課          | 長 | 正木 伸 君   |

~~~~~○~~~~~

議 会 事 務 局 長 森 太 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜◯〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

– 3 –

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

~~~~~○~~~~~

総務文教委員会、山口委員長、お願いいたします。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の報告を終わります。

- 4 -

○ 1 8 番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

令和 5 年 6 月定例会以降、8 月 2 9 日に委員会並びに協議会を開催しております。

8 月 2 9 日の委員会では、生活環境に関する事務調査として、下水道事業会計分の工事請負契約の締結の報告についてということで、5 件の契約について説明を受けました。

そのほか、9 月定例会前ということで、協議会に切り替えて提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、簡単ですが厚生委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 建設委員会、力山委員長、お願いします。

○ 1 2 番（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

令和 5 年 6 月定例会以降、7 月 1 4 日に委員会、8 月 3 0 日に委員会並びに協議会を開催しております。

7 月 1 4 日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査に関し、補助街路整備事業（みくまり 1 4 号線）について、向洋駅周辺土地区画整理事業及び広島市東部地区連続立体交差事業について、チェリーゴード空城パーク再整備事業についての 3 件について、事業概要の説明を受けた後、J R 向洋駅北口広場及び構内と、みくまり 1 4 号線（新宮橋）の現地踏査を行っています。

8 月 3 0 日の委員会では、工事請負契約の締結の報告として、街区整備工事（R 5 - 1）、のり面崩壊対策工事（鹿籠 2 丁目）、道路維持補修工事（町道舗装修繕工事）の 3 件について説明を受けました。

また、9 月定例会前であるため協議会に切り替え、9 月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、建設委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 議会運営委員会、西委員長、お願いします。

○ 1 0 番（西 友幸君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせ

ていただきます。

議会運営委員会は、一昨日の９月６日に委員会を開催しております。

この日の委員会では、本定例会の会期決定などを行ったほか、８月８日に全員協議会でいただきました御意見を踏まえ、長期欠席等に係る議員報酬の特例に関する条例を検討しております。

こちらにつきましては、今後も検討を重ねまして、議案として改めて議員の皆様にお示ししたいと考えております。

また、議会用タブレット端末の導入・活用についてということで、事務局から説明を受けております。

このほか、府中町議会の委任による長の専決事項の指定についてということで、今回の定例会へ私のほうから提出する予定の専決事項の指定の一部改正について審議をし、また、当委員会の行政視察についても協議しております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 議会報特別委員会、橋井委員長、お願いします。

○１６番（橋井 肇君） 皆さん、おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

６月定例会以降、議会報特別委員会は、６月２７日の定例会閉会后、７月５日、７月１３日及び昨日９月７日の４回開催しております。

６月２７日の委員会では、議会だより（第１７０号）の執筆者や、発行までの日程を確認しました。また、委員外議員からの提案のあった今後の議会予定の掲載について、委員会で検討を行い、従来どおりの取扱いと決定いたしました。

７月５日の委員会では、原稿の校正と写真調整を、７月１３日の委員会では、初校により、見出しや記事内容などを校正いたしました。

また、昨日９月７日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする議会だより（第１７１号）の編集に向けて、執筆者の決定や、発行までの日程調整などについて協議をいたしました。また、行政視察についても調整を行いました。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、監査委員報告をお願いします。

児玉監査委員。

○１７番（児玉利典君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員報告をさ

せていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和5年5月分を6月20日に、6月分を7月20日に、7月分を8月21日に代表監査土井精二並びに監査委員児玉利典の両名で実施いたしました。

検査の結果については、お手元の配付資料のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、令和5年度第1期定期監査を、令和5年5月1日から令和5年7月5日までの間、実施いたしました。

監査の方法ですが、総務企画部情報管理課及び危機管理監危機管理課を対象に、令和4年度に属する財務に関する事務について、事務処理が適正に行われているか、関係書類を照合するとともに、必要に応じ所属職員から聴取を行いました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、財務に関する事務について、おおむね適正に処理されておりました。

最後に、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づく令和4年度各会計歳入歳出決算及び基金運用は、令和5年7月28日から8月29日まで、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく下水道事業会計決算と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、令和5年8月2日から8月29日までの期間で審査を実施し、いずれも8月30日に審査意見書を町長に提出いたしました。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

木田議員。

○18番（木田圭司君） 改めまして皆さん、おはようございます。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をさせていただきます。

広島県後期高齢者医療広域連合議会の定例会は年に2回、2月と10月に開催されております。したがって、令和5年6月定例会以降は広島県後期高齢者医療広域連合議会は開催されていないので、報告事項はございません。



○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

報告第9号、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、補足して説明します。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法に基づき、財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものです。

それでは、裏面をお願いします。

1、令和4年度決算健全化判断比率です。4つの指数があります。

1つ目は実質赤字比率です。

これは一般会計と土地取得特別会計において、歳出に対する歳入の不足額、いわゆる赤字額の標準財政規模に対する比率です。赤字額はありませので、指数はハイフンで表しています。

2つ目は連結実質赤字比率です。

これは町の全ての会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率です。いずれの会計も赤字額はありませので、指数はハイフンで表しています。

3つ目は実質公債費比率です。

これは公債費や算定ルール上公債費に準ずるものとされる経費の町の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、直近3か年の平均値で表しますので、今回の値は、令和2年度、3年度、4年度の平均値となります。

対象経費として、一般会計の公債費や、下水道事業会計の公債費に対する負担金、一部事務組合の公債費に対する負担金、公債費に準ずる債務負担行為などが算入されます。指数は、8.0%となりました。昨年度が6.8%でしたので1.2ポイント上昇しています。公債費の元利償還金の増加などの影響により比率が上昇しました。

4つ目は将来負担比率です。

これは、町が将来的に負担することとなっている実質的な負債に当たる額から、負債の償還に充当可能な基金などの額を控除した額の、町の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。対象経費として、一般会計の地方債残高や、下水道事業債の償還に係る負担見込額、職員の退職手当見込額などが算入されています。指数は92.5%となりました。昨年度が99.3%でしたので、6.8ポイント下降しています。

主な要因として、地方債の現在高が減少したことや、充当できる基金の現在高が増加したことが挙げられます。

2、令和4年度決算資金不足比率です。

これは、下水道事業会計における資金不足額、いわゆる赤字額の事業規模に対する比率を表したものです。赤字額はありませので、指数はハイフンで表しています。

1年以内に返済しなければならない流動負債と、通常1年以内に現金化・費用化ができる流動資産の差引きにより資金不足を判断します。令和4年度の下水道事業会計は、流動負債を流動資産が上回っており、赤字額はありませんでした。

各比率の早期健全化基準や財政再生基準、経営健全化基準は、それぞれ各指数の下の欄に記載しており、いずれの指数も下回っております。

3、比率の概要は、各比率名称に対する概要を記載したものです。

監査委員からは、「いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、基準を上回った場合に適用される財政健全化計画及び財政再生計画を定める必要がないことが確認された」という審査意見をいただいています。

なお、提出書類の審査意見書の中に、算定基礎数値や算定式などが記載されていますので、御参照ください。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ないようでございますので、本件につきましての報告を終わります。

以上で行政報告を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第5、第36号議案、令和5年度府中町一般会計補正予算（第5号）を議題に供します。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第36号議案 令和5年9月8日提出。

令和５年度府中町一般会計補正予算（第５号）。

令和５年度府中町の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３億５，１５６万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２００億７，８２６万６，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の追加及び変更は、「第２表 地方債補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第３６号議案、令和５年度府中町一般会計補正予算（第５号）について、補足して説明します。

それでは、第１条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

７ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、９，３４６万９，０００円の増額補正です。コロナ禍において、原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者の負担を軽減する事業を対象とする交付金で、歳出・衛生費、省エネ家電買い替え促進事業及び商工費、電力・ガス・物価高騰等中小企業支援対策事業の特定財源です。補助率は１０分の１０です。なお、名称が長いため、これ以降コロナ交付金と省略します。

款 県支出金、項 県補助金、目 商工費県補助金、電力・ガス・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金は、歳出・商工費の電力・ガス・物価高騰等中小企業支

援対策事業の特定財源で、3,084万9,000円の増額補正です。補助率は2分の1です。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で不要となった一般財源の繰入れ分を減額するもので、1億4,182万1,000円の減額補正です。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は令和4年度の本会計の決算剰余金を繰り越すもので、3億5,066万7,000円の増額補正です。

款 町債、項 町債、目 民生債、老人福祉センター改修等事業債は、歳出・民生費、老人福祉センター改修等事業の特定財源で、840万円の増額補正です。起債充当率は90%です。

目 土木債、向洋駅周辺土地区画整理事業債は、歳出・土木費、向洋駅周辺土地区画整理事業の特定財源で、1,000万円の増額補正です。起債充当率は75%、一部90%です。

8ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 財政管理費、財政調整積立基金積立金事業は、1億7,583万4,000円の増額補正です。

一般会計及び後期高齢者医療特別会計の令和4年度の決算剰余金について、法令に基づき、その2分の1相当額を財政調整積立基金に積み立てるものです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 老人福祉費、後期高齢者医療療養給付費負担金事業は、3,084万8,000円の増額補正です。後期高齢者医療制度の医療給付費・公費負担分について、令和4年度の精算に伴い、追加負担が生じたものです。

目 老人福祉センター費、老人福祉センター改修等事業は、940万3,000円の増額補正です。

福寿館屋上に開館当初から設置してある非常用発電機が故障したことから、設備の更新修繕を行うものです。特定財源として、町債を充当します。

9ページです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 環境総務費、省エネ家電買い替え促進事業は、5,590万円の増額補正です。

電力・ガス等のエネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ家電の買換えを促進し、家庭におけるエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、温室効果ガス排出量の削減に

つながることにより、地球温暖化防止対策を推進するものです。

買換え対象品目はエアコンと冷蔵庫で、いずれも省エネ基準達成率が100%以上のものです。

町内の店舗で購入した新品であることを条件とし、町内商業の振興も図ります。

対象者は、府中町に住民票を有している人で、町税を滞納していない人です。自ら居住する町内の住宅の既存家電を同一品目の省エネルギー性能の高い製品に買い換えた場合、1世帯につき1品目1回に限り、品目ごとに購入・設置の税抜き価格の20%まで、上限5万円の補助を行います。エアコンで1回5万円まで、冷蔵庫で1回5万円までの補助となりますので、1世帯当たり最大で10万円の補助が可能です。

11月から1月までの3か月間を対象期間とし、広報ふちゅう、町のウェブサイト等で周知を図るほか、町内の家電販売店などにも店頭での事業周知等について、協力を依頼する予定です。

補助金の予算額は5万円掛ける1,000件の5,000万円としています。

事務については業務委託とし、事務費590万円と補助金額5,000万円を加えた5,590万円を省エネ家電買い替え促進補助事業委託料として計上しています。

電力・ガス等の価格高騰に対する生活者支援として、コロナ交付金を全額充当します。

款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費、電力・ガス・物価高騰等中小企業支援対策事業は、6,841万8,000円の増額補正です。

昨年度から引き続く電力・ガス等のエネルギー価格高騰の影響を受けている町内の中小事業者に対し、エネルギー価格の一部を補助し、事業者の支援をします。

対象事業者は、町内に本社・本店を有する法人、もしくは町内に住民登録及び事業所を有する個人とし、申請後も事業を継続する方です。

直近の確定申告における、事業用として使用した電気・ガス・水道料金の合計額の20%まで、上限額法人10万円、個人5万円の補助を行います。

10月上旬から12月28日までを申請期間とし、広報ふちゅう、町のウェブサイト等で周知を図るほか、新聞広告、商工会の商工会だより等でも周知を行う予定です。

補助金の予算額は、事業者のうち約80%の方から申請があると想定して、6,680万円を計上しています。また、事業実施に必要な事務費を併せて計上して

います。

特定財源として、事業費の2分の1相当額の県補助金を充当し、残りは、電力・ガス等の価格高騰に対する事業者支援として、コロナ交付金を全額充当します。

10ページです。

款 土木費、項 都市計画費、目 土地区画整理費、向洋駅周辺土地区画整理事業は、1, 116万1, 000円の増額補正です。

物件調査積算業務において、対象となる権利者との協議が調ったため、物件調査積算業務を追加し、同一並びの家屋の調査も今年度行うことで、今後の連続した移転補償・整備工事を可能とするものです。

今回、物件調査積算業務を追加して行うことで、令和6年度に同一並びの物件について同時に移転補償を行い、地区の一体的な整備の促進を図ります。

特定財源として、地方債が充当されます。

次に、第2条、地方債の補正について、第2表、地方債補正により説明します。

3ページにお戻りください。

追加です。

起債の目的は老人福祉センター改修等事業、限度額は840万円です。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりで、当初予算の他の事業と同様です。

4ページです。変更です。

起債の目的、向洋駅周辺土地区画整理事業の限度額は、補正前が1億2, 600万円、補正後が1億3, 600万円です。起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はありません。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑は8ページから10ページの歳出からページごとに行います。

まず、8ページで質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 8ページの老人福祉センター費で、福寿館の屋上の非常用発電機が故障したから修繕対応するということですが、非常用発電機の何時間稼働とか、そういった災害対応というのはしっかり踏まえたものになってるのか、どんな非常用発電機を導入するのか、今あるものを更新するのか、ちょっとその発電機の内容を教え

てください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（平岡直美君） 健康推進課長です。

もともと蓄電するための充電器が屋上に開館当時から置かれておりましたが、そのバッテリーに電気が行かない状況ということで故障しておりますので、今と同じ機能を持つものに更新ということで、修繕を行います。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） ちょっと今の答弁でいうと、あんまり数字を持ってないというふうに聞こえたんですが、本庁舎でいえば72時間みたいな話があって、新たな災害対応ということで導入をしたと記憶しているんですけど、今回のものについては特にそういった福寿館の電源の稼働時間を延長するとかいうものはないと。要は現状どおりということで、災害対応で増やす必要はないのかということはどうなんでしょうか。

○議長（梶川三樹夫君） 健康推進課長。

○健康推進課長（平岡直美君） 健康推進課長です。

このたびのものは災害対応というか、もともと消火栓につながるものになりますので、災害対応として新たに加えるものではありません。従来のを新しくするということになります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、次に9ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に10ページで質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） いいですか。10ページの向洋の物件調査なんですけど、先ほどの説明で同一並びで云々という説明だったんですけど、今回どの程度、要は何件分の物件補償を行うのかということと、来年度、一括して補償することという説明でしたので、来年度何件分を見込んでるかいうのをちょっと説明をお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

区画整理課長。

○区画整理課長（長岡広憲君） 区画整理課長です。

物件の数ですけれども、3件を追加で行うことを予定しております。そして来年度、当初の6件と合わせて9件を行う予定であります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

7ページの歳入について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、続いて3ページと、4ページの第2表、地方債補正で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） それでは、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第6、第37号議案、令和5年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第37号議案 令和5年9月8日提出。

令和5年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和５年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４，４９４万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４４億７，６６９万２，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第３７号議案、令和５年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、補足して説明します。

それでは、第１条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

５ページをお願いします。

歳入です。

款 県支出金、項 県補助金、目 保険給付費等交付金、特別調整交付金市町村分は、歳出・総務費の国民健康保険税賦課事業の特定財源で、３７９万８，０００円の増額補正です。補助率は１０分の１０です。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、令和４年度の本会計の決算剰余金を繰り越すもので、４，１１４万７，０００円の増額補正です。

６ページは歳出です。

款 総務費、項 徴税費、目 賦課徴収費、国民健康保険税賦課事業は、３７９万８，０００円の増額補正です。

出産時における保険料負担の軽減を図るため、国の法改正に基づき、出産予定の被保険者または出産した被保険者について、産前産後４か月間の保険税の免除を行うためのシステム改修を実施します。なお、施行日は令和６年１月１日です。

特定財源として、県支出金の特別調整交付金市町村分が全額充当されます。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 国民健康保険基金積立金、国民健康保険基金積立金事業は、4, 1 1 4 万 7, 0 0 0 円の増額補正です。

前年度会計からの繰越金を全額国民健康保険基金に積み立てるものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑は歳出から行います。

6 ページの歳出について一括で質疑ございますか。

1 1 番寺尾議員。

○1 1 番（寺尾光司君） 1 1 番寺尾です。

基金の積立金ということで令和4年度の決算の剰余を繰り越して積み立てるということで、赤字じゃなくて黒字だったということですが、ただ、これは国民健康保険の会計ですから、黒字が出た原資はやはり保険料になると思うんですよね。だから保険料か、徴収し過ぎた部分もあるんじゃないかなということもあると思うんですが、聞きたいのはですね、これで基金の残高がどの程度増えるのか、増えたらどの程度になるのかということ、1 億 5, 0 0 0 万を超えるぐらいになるかと思うんですけど。それと来年度以降ですね、国保の保険料は、県のほうから保険料率は提示されるというふうに聞いてたんですが、その基金を今後どういうふうに活用するのか、それをもって町内の国保加入者の保険料の軽減というふうに使えるのかどうか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

保険年金課長。

○保険年金課長（金本智巳君） 保険年金課長です。寺尾議員の御質問にお答えします。

令和4年度末の基金の金額ですが、1 億 1, 4 4 3 万 3, 1 1 7 円でございます。

今回の繰越金 4, 1 1 4 万円を足しますと、1 億 5, 5 5 8 万 8 2 4 円となります。

基金の活用についてということですが、国民健康保険基金の目的は国保の財政基盤を安定強化し、健全な運営を図ることにあります。医療費の増加や保険税の収納不足など不確定な要素により、想定以上の国保事業費納付金が県から提示された場合の補填財源や、国保の円滑な運営に必要な経費への充当財源として、基金保有を継続しております。

基金投入によって保険税を下げるということですが、その後、続く急激な税率上昇によって被保険者への大きな負担が生じることが予想されるため、税率抑制に係る基金の取崩しは考えておりません。

また、広島県と県内２３市町で、各市町からの拠出金を事業費の納付金に加算して、県全体の被保険者のための引下げ財源とする考え方も出ており、基金の考え方については調整をしているところです。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 次に、歳入について質疑を行います。

５ページの歳入について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第７、第３８号議案、令和５年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第３８号議案 令和５年９月８日提出。

令和５年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）。

令和５年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところに

よる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,023万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,328万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、引き続き財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第38号議案、令和5年度府中町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、令和4年度の本会計の決算剰余金を繰り越すもので、1億4,023万7,000円の増額補正です。

6ページは歳出です。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金、介護給付費準備基金積立金事業は、8,659万7,000円の増額補正です。

前年度会計からの繰越金のうち、次の国庫支出金等過年度分返還事業に充当分を減じた額を、介護給付費準備基金に積み立てるものです。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国庫支出金等過年度分返還事業は、5,364万円の増額補正です。

介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の令和4年度分の精算に伴う国、県等への返還金です。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は歳出から行います。

6 ページの歳出について、一括で質疑ございますか。

1 1 番寺尾議員。

○1 1 番（寺尾光司君） 介護保険の特会も国保と同じように黒字決算ということで、剰余金の積立ての補正予算が上がってるんですが、8,600万の積立てということですが、同じように基金の残、積立見込みの数字を教えてください。去年の数字から比べると7億を超えるような数字になるんじゃないかと。介護保険ですから、3年間の事業計画、給付総額をもって3か年間分の保険料を決めるというやり方をされていますが、今年度で第8期が終わって、来年度以降第9期の事業計画に入っていくというふうに思うんですが、この基金7億を超える基金についてどういうふうに活用して、全体の需要額見込みを立てながら、保険料の軽減使っていくかという考え方があれば、ちょっと教えてください。その活用の方法です。お願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 高齢介護課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼高齢介護課長（藤永美香君） 高齢介護課長兼職次長です。ただいまの寺尾議員の御質問について御説明させていただきます。

まず、介護給付費準備基金につきましては、8月末現在の残高が6億3,436万3,655円で、今回議員おっしゃいましたように積立て8,600万等々を加えますと、7億2,096万655円となる見込みでございます。

決算剰余金につきましては、原因として、介護給付費等及び地域支援事業費の実績額が第8期の事業計画を基に作成した当該予算額を下回ったため、剰余金が発生したということになります。特徴としまして、コロナの影響によりサービス控えとか利用者の行動抑制等々がありますので、介護サービス給付費の対前年度比がかなり減少した額となっております。ただし、コロナウイルスの感染症の5類移行等もありますので、最近の傾向としましては、高齢者数の増加とともに、給付費等は今後さらなる増加が見込まれております。

このような中で3年間の介護事業計画を立てるに当たりまして、保険料をどのようにしていくかというのは、サービスの量とか、国から今後、年度末に示されます基準額というものがございしますので、そういったことを参考にし、近隣市町との均衡も図

りながら適切な金額になるよう努めてまいらないといけないと思っております。サービス料とそれに係る保険料率は、今後６年度から８年度の保険料の急激な上昇を抑える目的で、準備基金を投入して、上昇率の緩和を図るということも考えられると思います。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

５ページの歳入について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第８、第３９号議案、令和５年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第３９号議案 令和５年９月８日提出。

令和５年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

令和５年度府中町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ99万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,404万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、引き続き財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第39号議案、令和5年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、令和4年度の本会計の決算剰余金を繰り越すもので、99万9,000円の増額補正です。

6ページは歳出です。

款 後期高齢者医療広域連合納付金、項 後期高齢者医療広域連合納付金、目 後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金事業は、99万9,000円の増額補正です。前年度分の広島県後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の精算に伴う追加納付分です。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、歳入歳出一括で質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第9、第40号議案、府中町火災予防条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第40号議案 令和5年9月8日提出。

府中町火災予防条例の一部改正について。

府中町火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、消防長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

消防長。

○消防長（新宅和彦君） おはようございます。消防長です。

第40号議案、府中町火災予防条例の一部改正について、補足して説明します。

第40号議案参考資料を御覧ください。

1の改正の趣旨です。

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、府中町火災予防条例の一部を改正するものです。

2の改正事項の概要です。

国の基準に従い、町が条例で定める対象火器設備等の位置、構造及び管理に関する基準を改正するものです。

(1) 本規定は変電設備の基本的な安全対策を目的とした規定であり、キュービクル式に限定するものではないため、キュービクル式以外も含めた全ての変電設備に対して適用することとしました。

(2) 本規定制定当時と比べ、蓄電池設備の種類が増えてきており、異なる種類の蓄電池設備を、より火災リスクの実態に応じた区分とするため、蓄電池設備の規制区分の単位を、アンペアアワー・セルから、現在一般的に電気エネルギーの大きさを示す際に用いられている単位であるキロワット時に改めました。また、蓄電池設備の規制となる基準値について、規制制定時に想定されていた鉛蓄電池について、4,800アンペアアワー・セルをキロワット時に直すと9.6キロワット時となることから、規制の対象を10キロワット時を超えるものとししました。また、一般住宅などへの設置が想定される10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであっても、日本産業規格などの標準規格に適合し、出火防止措置が講じられたものは、一定の安全性が担保されているものとして、規制の対象から除くこととしました。

(3) 酸性の電解液を用いた開放型の鉛蓄電池を想定して、転倒時の安全措置を規定していましたが、近年、転倒に伴い電解液の漏出のおそれがない蓄電池も普及していることを踏まえ、電槽を耐酸性の床上または台上に設けるという基準は、開放型の鉛蓄電池を用いたもののみを対象とすることとしました。

(4) 屋外に設置する蓄電池設備は、外部への延焼を防止するため、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離が必要ですが、延焼防止措置が講じられたものなどについては離隔距離を不要とすることとしました。

(5) 規制対象を区分する単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改めることに伴い、届出の要否を判断する単位もキロワット時に改めることとし、おおむね従前の基準に相当し、日本産業規格上の大規模な蓄電池設備に該当しない20キロワット時以下のものは届出を不要としました。

(6) 主に業務用の厨房設備として使用されている炭火焼き器は、使用温度に関して過去に実験などによるデータが存在しなかったことから、使用温度が800度以上の厨房設備などの炭火焼き器の実態に対して厳しい規定が適用され、周囲に2から3メートルといった離隔距離を確保する必要性がありました。そこで、国が燃焼実験を行い、その検証結果を基に、実態に即した離隔距離が新たに規定されたものです。

3、施行期日は、令和6年1月1日です。

4、経過措置です。

2の省令の改正に伴う改正において、現に設置され、または設置工事がされている蓄電池設備に係る基準の適用については、なお従前の例によることとしています。また、新たに蓄電池設備に該当することになるもののうち、現に設置しているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までに設置されたもので、改正後の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないこととしています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（梶川三樹夫君） ここで休憩といたします。

再開は、11時からといたします。休憩。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前11時00分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 続く、日程第10と日程第11は、令和4年度決算の認定議案ですので、一括議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第 10、第 41 号議案、令和 4 年度府中町歳入歳出決算の認定について、日程第 11、第 42 号議案、令和 4 年度府中町下水道事業会計決算の認定について、以上を一括議題に供します。

理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第 41 号議案 令和 5 年 9 月 8 日提出。

令和 4 年度府中町歳入歳出決算の認定について。

令和 4 年度府中町歳入歳出決算を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

府中町長 佐藤信治

続きまして、第 42 号議案 令和 5 年 9 月 8 日提出。

令和 4 年度府中町下水道事業会計決算の認定について。

令和 4 年度府中町下水道事業会計決算を地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

府中町長 佐藤信治

両議案の補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第 41 号議案、令和 4 年度府中町歳入歳出決算の認定について、補足して説明します。

令和 4 年度決算については、提出書類の令和 4 年度主要施策の成果に関する調書の 1 ページから 2 ページの主文の読み上げにより、その総括的説明といたします。

令和 4 年度主要施策の成果に関する調書。

令和 4 年度は、2 月に始まったロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇と円安の影響による物価高騰が国民生活に大きな影響をもたらし、国はコロナ禍における物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策として燃料油価格激変緩和強化対策事業、輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業、子育て世帯生活支援特別給付金給付などによりコロナ禍及び物価高騰からの経済社会活動の回復を図りました。

当町においても、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種を引き続き

実施しつつ、電力・ガス・食料品等の価格高騰対策として高齢者施設や障害福祉施設等の社会福祉施設に支援金を給付し事業の継続を支援し、保育施設及び小中学校の給食費について、食料品価格の高騰が保護者等の負担増となることを防ぐため、補助金を交付しました。

さらに、町民及び町内事業者の支援施策として、町民1人当たり5,000円のクーポン券を配布し生活を支援するとともに町内商業の振興を図りました。

一方、そうした状況下においても府中町第4次総合計画の後期実施計画に基づいた事業を適時適切に実施し、まちづくりを推進しました。

令和4年度における当町の一般会計の決算は、次のとおりです。

歳入面のうち町税においては、前年度と比較して町税全体では2億9,424万3,000円(4.1%)増の74億8,430万2,000円となりました。主な内訳として、個人町民税は1億1,625万2,000円の増、固定資産税は1億4,984万5,000円の増、たばこ税は1,431万円の増となった一方、法人町民税は1,483万8,000円の減でした。

町税以外の歳入で前年度からの増減が多額であったものとしては、普通交付税が3億6,815万8,000円増の19億9,959万7,000円となりました。国の地方財政計画により臨時財政対策債の発行が抑制された結果、基準財政需要額が前年比6億4,525万8,000円増となり、基準財政収入額との差引きにより、交付額が増加しました。

国庫支出金は前年度から10億9,288万5,000円減の43億6,871万4,000円となりました。前年度はコロナ禍における経済対策及び生活支援として子育て世帯に対し児童1人当たり10万円の臨時特別給付金や低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円の生活支援特別給付金を給付するなど多額の国庫からの給付事業があったため、前年度対比で減となっています。

また、町債は前年度から19億6,509万8,000円の減となりましたが、前年度は府中公民館等改築事業債として10億3,080万円を発行していたことと、令和4年度の臨時財政対策債は国の計画により発行額が大幅に縮小されたことが要因となり、8億8,664万7,000円の減となりました。

歳入総額としては、前年度対比25億9,861万1,000円(12.0%)減の191億124万7,000円となりました。

歳出面では、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種実施を円滑に進めながら電力・ガス・食料品等の価格高騰に直面する町民及び町内事業者に対して、生活支援のためのクーポン券配布や、社会福祉施設等へ支援金を支給するなど、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して総額４億９，２１５万２，０００円の感染症対策及び物価高騰支援事業を町単独事業として実施しました。

防災・減災事業では、市街地の防災機能強化を図るため、防災体制強化事業において避難所である府中中央小学校と府中中学校に防災備蓄倉庫を設置するとともに、災害に強い市街地形成に関する対策を推進する立地適正化計画の策定を都市計画調査事業において着手しました。

また、府中の森づくり事業において、森林を再生し治山機能の回復を図るため、森林整備計画を策定しました。

投資的事業では、向洋駅周辺土地区画整理事業や道路新設改良事業を実施し、引き続き良好な住環境の整備に取り組み、学校施設においては、府中南小学校校舎の外壁改修工事を行い、教育環境の向上に取り組みました。

子育て事業では、妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援と経済的支援が一体となった出産・子育て応援交付金事業を開始したほか、国の実証事業の採択を受けた子どもの予防的支援構築事業は、リスク予測モデルの試行的運用を行いました。

その他、高齢者いきいき活動ポイント事業をはじめ、人権の推進、男女共同参画など幅広い町民のニーズに対応しました。

歳出総額としては、前年度対比２億７，０６０万７，０００円（１２．５％）減の１億８億４億８億２万２，０００円となりました。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は３億９，６４２万５，０００円、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源４，５７５万８，０００円を差し引いた実質収支は３億５，０６６万７，０００円となりました。

なお、財政調整積立基金の取崩しがなかったことにより、年度末の当該基金残高は１億６億１，７３５万９，０００円となり、さらに実質収支額の２分の１相当の１億７，５３３万４，０００円を積み立てる見込みです。

令和４年度の主な財政指標は、次のとおりです。

財政力指数は、前年度の０．８４から０．８１に下がりました。経常収支比率は、前年度の９２．３％から９５．５％に上がりました。実質公債費比率は、前年度の

6. 8 %から8. 0 %に上がりました。将来負担比率は、前年度の99. 3 %から92. 5 %に下がりました。一般会計の地方債残高は、前年度対比11億7, 513万2, 000円減の247億474万2, 000円となりました。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

引き続き第42号議案を補足して説明します。

第42号議案、令和4年度府中町下水道事業会計決算の認定についてを補足して説明します。

令和4年度府中町下水道事業会計の決算については、提出書類の令和4年度下水道事業会計決算書の10ページの府中町下水道事業報告書、1、概況（1）総括事項の読み上げにより、その総括的説明といたします。

下水道事業会計決算書の10ページになります。

では、令和4年度下水道事業会計決算書10ページをお願いします。

府中町下水道事業報告書。

1、概況。

（1）総括事項。

府中町の下水道事業は、昭和60年度に建設事業に着手し（広島市公共下水道大須地区を除く。）現在の公共下水道人口普及率は、98. 88 %（令和5年4月1日現在）となっています。今後も公共下水道未普及地域の解消に向けて公共下水道整備を積極的に進めていく必要があります。

また、これからは将来にわたって下水道施設の機能を維持していくための長寿命化事業を並行して進めていくこととしています。

雨水施設である函渠施設について、令和4年度には府中1号幹線の改築更新を完了し、続いて茂陰1号幹線の改築更新を行ってまいります。また、ポンプ場施設についても、府中ポンプ場の機械設備の更新を計画的に行ってまいります。

汚水施設についても事業開始から30年以上が経過しているため施設の点検を行いながら長寿命化事業を進めていく計画としており、令和4年度には千代幹線の改築更新に着手しました。今後は、耐用年数を迎える下水道施設の改築更新及び維持管理にかかる費用の増加が見込まれるため、経営の効率化を図りながら下水道事業の推進に努めます。

令和元年度に官公庁会計から公営企業会計に移行したことで、下水道事業の経営状

況及び財政状況を明確化するとともに、令和２年度には、下水道事業の中長期的な基本計画である府中町下水道事業経営戦略（計画期間令和３～１２年度）を策定しました。今後はこの経営戦略に基づく投資財政計画により、さらなる財政の健全化と経営基盤の強化を図りながら、持続的かつ安定的な事業運営に努めてまいります。

経営及び排水状況。

事業収益は、１２億９，８１６万７，３９７円（消費税及び地方消費税込み１３億５，１３３万９，０２０円）となり、事業費用は、１２億９，４１７万１，９１８円（消費税及び地方消費税込み１３億２，６９８万２，０９５円）となりました。この結果、本年度の利益（当年度純利益）は３９９万５，４７９円となりました。

また、資本金収入は、６億４，３９９万５，６５７円（消費税及び地方消費税込み６億４，４０１万４，５１３円）となり、資本金支出は、１１億４，３８４万３，９１８円（消費税及び地方消費税込み１１億８，１０９万４，３５０円）となりました。そのため資本金収入額が資本金支出額に不足する額５億３，７０７万９，８３７円は、当年度分消費税及び地方消費税資本金収支調整額２，０３６万１，４４６円、過年度分損益勘定留保資金１１３万１，０００円及び当年度分損益勘定留保資金５億１，５５８万７，３９１円で補填しました。

次に、排水状況についてです。

使用料収入となる有収水量は４０４万９，７１３立方メートルで前年度に対して４万５，０７５立方メートル（１．１０ポイント）の減となっています。

整備状況。

汚水施設については、令和４年度末現在、処理区域面積は５１４．６６ヘクタールで、前年度から４．５４ヘクタール増加となっています。この結果人口普及率は９８．８８％となり、前年度から０．１１ポイントの増となりました。また都市計画決定区域５２６．００ヘクタールに対する整備率は９４．０％に達しました。（人口普及率は広島市公共下水道大須地区を含んだ数値です。）

雨水施設については、平成３０年度から雨水幹線の改築更新を行っており、令和４年度末の整備延長は０．７キロメートルとなっています。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　ただいま、理事者の説明及び総括的な事項の補足説明がありましたが、この件につきましては、慣例により、これから委員会付託前に本会議にお

いて監査委員の意見をお聞きします。

念のため確認しますと、後ほど改めて指名いたしますが、本年度の決算審査特別委員会委員は、申合せにより偶数番議員のメンバー構成となります。このため、本会議における補足説明と監査委員の意見に対しては、奇数番議員の皆さんで、これから設置する決算審査特別委員会に対し、特に審査してほしい事項等がある方から要望等を伺うこととしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議ないようでございますので、そのように進めてまいります。

それでは、続いて決算審査の参考資料であります令和４年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書と、令和４年度府中町下水道事業会計決算審査意見書について、監査委員から参考意見をお聞かせいただきたいと思います。

本席に、監査委員の児玉議員がいらっしゃいますので、児玉議員、よろしくお願いいたします。

○１７番（児玉利典君） １７番児玉でございます。

それでは、令和４年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況と、令和４年度府中町下水道事業会計決算に関わる審査について結果と意見です。

最初に、参考資料として事前にお配りしています令和４年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を御覧ください。こちらの資料となります。

１ページ目をお開きください。

この審査意見書につきましては、地方自治法第２３３条第２項の規定に基づき、各会計歳入歳出決算及び附属書類が関係法令に定める様式を基準とし、計数が正確で関係諸帳簿と一致しているかを観点として審査を行いました。

その結果、審査に付された決算及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と一致し、予算執行は適正に行われていることを認めております。

次に、５５ページをお開きください。

地方自治法第２４１条第５項に規定する基金に関する審査です。これは特定の目的のため、定額の資金を運用するために基金を設けた場合、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用状況を監査委員の審査に付し、先ほどの審査意見の書類と併せ

て議会へ報告させていただくものです。この基金は、府中町土地開発基金で、その運用状況に関する審査内容です。この基金に関しましては、毎月の例月出納検査で現金等の保管状況を確認しており、今回の決算に関しましては、審査に付された基金運用の計数について、関係諸帳簿と照合した結果、全て正確で、その運用は設置目的に従っており、運用方法や手続も適正であると認めております。

次に、５６ページは決算の概要についてございます。

５７ページは審査意見です。

では、この審査意見を読み上げさせていただきます。

審査意見。

令和４年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症に対する支援・対策に取り組むとともに、ロシアによるウクライナの侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇と、円安の影響による物価高騰への対策として、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等の補助金が交付が行われた。

一般会計の歳入の減少の主な要因は、前年度は新型コロナウイルス感染症が長期化する中での経済対策及び生活支援として給付事業があった国庫支出金及び府中公民館等改築事業債の皆減による町債の減少で、歳出の減少の主な要因は、上記の歳入に係る給付事業及び府中公民館等改築事業の支出の減少によるものである。

また、一般会計歳入の根幹となる町税は、税収額は前年度から２億９，４２４万３，０００円（４．１％）に増加している。

税目ごとでは、法人町民税が５．０％減少しているものの、個人町民税が３．６％、固定資産税が５．２％、その他税目もそれぞれ増加している。

収納率について、町税は０．１ポイントであるが、令和３年度に続き向上している。

また、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納率も、令和３年度に続き向上している。

自主財源の確保は重要であり、公平性の観点から、今後も引き続き収納率の向上に努められたい。

本町の財政状況については、決算収支や各指標から健全な状態にあると認められるが、財政力指数は４年連続で悪化し、財政力は低下傾向にある。

経常収支比率も前年度と比べ悪化しており、今後も公債費の元金償還金や扶助費の給付等の増加が見込まれ、これらが財政硬直化の要因となり、厳しい財政運営が予想

される状況である。

また、昨今の電気料等光熱水費の高騰により、経常経費が増大し、継続的な行政サービスを提供していく上で負担となることも考えられる。

このような状況下において、DX、デジタル・トランスフォーメーションの推進による行政の効率化・高度化を図るなど、引き続き無駄のない健全な財政運営を進めることで、第4次総合計画の後期実施計画を着実に実行し、町が目指す「住んでよかった、住んでみたい、これからも住み続けたい」まちの実現に取り組まれない。

以上です。

続いて、令和4年度府中町下水道事業会計決算審査意見書を御覧ください。

こちらのほうです。1ページ目をお開きください。

この審査意見につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、決算報告及び財務諸表が、地方公営企業関係法令に準拠して作成されているか、関係諸帳簿と一致しているかを観点として審査を行いました。

その結果、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、いずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と一致し、予算執行は適正に行われていることが認められました。

2ページから7ページまでは、決算の概要について。8ページが意見になります。この意見を読み上げさせていただきます。

経営成績（状況）について。

総収益は12億9,816万8,000円、総費用は12億9,417万2,000円で、総収益から総費用を差し引いた純利益は399万5,000円となっている。

経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す経常収支比率は、前年度と比べて0.47ポイント増の100.13%となり、健全経営の水準とされる100%を上回った。

料金水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度と比べ4.23ポイント減の86.65%となり、事業に必要な経費を使用料収益で賄えている状態とされる100%を下回っている。

償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表し、資産の老朽化度合いを示す有形固定資産減価償却率は12.59%で、前年比と比べて2.98ポイント増加

している。

当該年度に更新した管渠延長の割合を示す管渠改善率は0.15%で、前年度と比べて0.29ポイント減少している。

令和4年度においては、純利益399万5,000円が生じており、経営活動の成果は黒字となった。

経常収支比率は前年度は、資産減耗費の増加により100%を下回っていたが、令和4年度は100%を上回る水準まで回復している。

他方、電気料金の高騰による県流域下水道維持管理負担金の増加等により、令和4年度の経費回収率は4.23ポイントと減少し、公営企業会計の移行後、初めて90%を下回った。

今後も社会情勢の変化を的確に捉えつつ、引き続き污水处理費の削減及び下水道使用料の収納率の向上に努め、適正な使用料水準を確保されたい。

本町の公共下水道の人口普及率は、前年度から0.1ポイント増加し、98.9%となった。今後は公共下水道整備とともに、下水道施設の機能を維持していくための長寿命化事業を進める必要があるので、ストックマネジメント計画（長寿命化）に基づく調査の実施、施設の更新及び老朽化対策を計画的に進めていただきたい。

なお、耐用年数を迎える下水道施設の改築更新及び維持管理にかかる費用の増大のみならず、電気料金や原材料等の高騰による費用の増大も考えられる。そのため、府中町下水道事業経営戦略に基づき、経営比較分析表を活用した事後検証を行いつつ、経営の効率化を図り、さらなる財政の健全に努められることを要望したい。

以上で終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、それぞれの説明を終わります。

続いて、決算審査特別委員会に特に審査をしてもらいたい事項等の要望がございましたらお願いいたします。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。

ちょっと1点気になるのが、下水道の事業の会計なんですけれど、審査意見書、監査のほうにも指摘があるんですけど、経費回収率が100%が基本なんですけれどそれが下がって90%を下回ったと。86.65ということで、その原因は何かということですが、監査の審査意見書では、電気料金等の高騰による県の流域負担金が増加した

ということで指摘してあるんですけど、これが一時的なものなのかどうなのかいうのを、要は下がった原因をですね、しっかり審査していただきたい。

そしてこれが一時的なものじゃないということになると、それ以降書いてありますけど、汚水処理施設の削減及び下水道使用料の収納率の向上ということですが、汚水処理経費の削減で具体的に何か考えられるものがあるのかどうかということとか、例えば、次の下水道使用料の収納率の向上というのは、ここの数字を見る限り5ページに、未収金の状況と書いてあるんですけど、ちょっと過年度分でいうと、もう85%ぐらいの収納があるんで、ちょっとこれ以上の収納率というのはちょっと難しいと思うんで、例えばその大本のね、下水道使用料自体の改正というのが、今後必要になってくるのかどうか。

それとか府中町ですから、ほぼもう全域下水道の普及、下水道の区域ですんで、それは一般会計から繰り入れても、特に住民間で不公平感がないかもしれないんで、そういった下水道の経営の安定化について、今後の見込みと今後どうしていくかというのが検討いただければしていただきたいということで、ちょっとお願いをしておきます。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、ここでお諮りします。

この件につきましては、慣例により令和4年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、質疑を含めた審査をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議ないようですので、そのように決定いたしました。

よって、令和4年度決算審査特別委員会を設置します。

なお、御理解をいただいていることと思いますが、会期中に審査をお願いすることになっておりますので、念のため申し添えます。

（決算審査特別委員会設置）

○議長（梶川三樹夫君） 次に、特別委員会の委員の選出ですが、従来からの慣例、申合せによりまして、議席番号の奇数番、偶数番議員の半数で交互に行っております。昨年は奇数番の議員でしたので、今回は偶数番の議員により構成したいと思いますが、

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、府中町議会委員会条例第5条の規定により、2番宮本議員、4番狩野議員、6番田中議員、8番二見議員、10番西議員、12番力山議員、14番齋藤議員、16番橋井議員、18番木田議員、以上の9名を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしましたとおり、令和4年度決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいまから令和4年度決算審査特別委員会の正・副委員長の内選を行いますので、ただいま選任されました委員の皆様は、直ちに第1委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) しばらく休憩いたします。

(休憩 午前11時36分)

(再開 午前11時56分)

○議長(梶川三樹夫君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) ただいま、令和4年度決算審査特別委員会が開かれ、委員長には4番狩野議員、副委員長には18番木田議員が内選されました。本席におられますので、まず委員長から御挨拶をいただきたいと思います。

4番狩野議員。

○4番(狩野雄二君) 皆様、おはようございます。このたび決算審査特別委員会の委員長を務めさせていただきます狩野でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には厳正かつ慎重な決算審査を行っていただけるよう、副委員長のお力添えを得ながら円滑な委員会運営をしてみたいと思っております。委員の皆様、そして理事者の皆様には最後まで御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、委員長の就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

(拍手)

○議長（梶川三樹夫君） ありがとうございます。続いて、副委員長、お願いいたします。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 副委員長に選任されました18番木田でございます。

委員長を補佐できるように一生懸命頑張りたいと思います。委員の皆様、理事者の皆様、御協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(拍手)

○議長（梶川三樹夫君） ありがとうございます。大変御苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

審査に係る経費につきましては、もし必要が生じた場合、予備費の充当をお願いしたいと思いますが、町長よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

よろしいということでございますので、そのように決定いたします。

それでは、特別委員会の設置が整いましたので、第41号議案、令和4年度府中町歳入歳出決算の認定について及び第42号議案、令和4年度府中町下水道事業会計決算の認定についてを決算審査特別委員会に付託いたします。

したがって、9月13日から審査に入っていただきたいと思います。

お諮りします。

令和4年度決算審査特別委員会の審査のため、9月13日から9月19日までの7日間休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、9月13日から9月19日までの7日間休会とすることに決定いたしました。

決算審査特別委員会の皆様には、大変御苦勞をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

ここでお諮りいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とし、次回は9月11日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。散会。

(散会 午後 0時00分)